

## 議案第55号

### 特定大規模災害等に対処するための作業に従事する消防職員の特殊勤務 手当に関する条例案

消防職員の災害応急作業等手当に関する条例（平成23年大阪市条例第49号）の全部を改正する。

### 特定大規模災害等に対処するための作業に従事する消防職員の特殊勤務 手当に関する条例

#### （目的）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項及び職員の給与に関する条例（昭和31年大阪市条例第29号）第14条第2項の規定に基づき、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第2条第1号に規定する特定大規模災害（以下「特定大規模災害」という。）又は原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第2条第2号に規定する原子力緊急事態に対処するための作業に従事する消防局に所属する職員（以下「職員」という。）の特殊勤務手当（以下「手当」という。）に関する事項を定めることを目的とする。

#### （手当の種類）

第2条 手当の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死体処理手当
- (2) 災害応急作業等手当

#### （死体処理手当）

第3条 死体処理手当は、職員が、特定大規模災害に対処するため、死体の取扱いに関する作業で人事委員会規則で定めるものに従事したときに支給する。

2 前項に規定する手当の額は、作業に従事した日1日につき、1,000円（人事委員

会規則で定める場合にあつては、2,000円) を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額（心身に著しい負担を与えるものとして人事委員会規則で定める作業に従事した場合にあつては、当該額にその100分の100に相当する額を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額を加算した額）とする。

(災害応急作業等手当)

第4条 災害応急作業等手当は、原災法第15条第2項の規定による原子力緊急事態宣言があつた場合で、職員が次に掲げる作業に従事したときに支給する。

(1) 原災法第17条第9項に規定する緊急事態応急対策実施区域に所在する原災法第2条第4号に規定する原子力事業所のうち人事委員会規則で定めるもの（次号において「特定原子力事業所」という。）の敷地内において行う作業

(2) 特定原子力事業所に係る原災法第20条第2項の規定による原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示に基づき、設定された区域等を考慮して人事委員会規則で定める区域において行う作業（前号に掲げるものを除く。）

2 前項に規定する手当の額は、作業に従事した日1日につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる作業のうち原子炉建屋（人事委員会規則で定めるものに限る。）内において行うもの 40,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額

(2) 前項第1号に掲げる作業のうち前号に掲げるもの以外のもの 20,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額

(3) 前項第2号に掲げる作業 10,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額（心身に著しい負担を与えるものとして人事委員会規則で定める作業に従事した場合にあつては、当該額にその100分の100に相当する額を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額を加算した額）

3 同一の日において、職員が前項各号の作業のうち2以上の作業に従事した場合に

おける当該 2 以上の作業に係る手当の調整に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(施行の細目)

第 5 条 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

平成30年 2 月23日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

死体処理手当又は災害応急作業等手当が支給される職員の範囲及びその額を定めるため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 考)

## 消防職員の災害応急作業等手当に関する条例

(目 的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項及び職員の給与に関する条例（昭和31年大阪市条例第29号）第14条第2項の規定に基づき、東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）に対処するための作業に従事する消防局に所属する職員（以下「職員」という。）の災害応急作業等手当（以下「手当」という。）に関する事項を定めることを目的とする。

(手当の支給)

第2条 手当は、次に掲げる場合に支給する。

- (1) 職員が福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22番地所在の東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内において行う作業に従事したとき
- (2) 職員が原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第3項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示（以下「本部長指示」という。）により、同法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第1項の規定に基づく警戒区域に設定することとされた区域又は当該本部長指示があるまでの間における当該区域と同一の区域において行う作業（前号に掲げるものを除く。）に従事したとき

2 手当の額は、作業に従事した日1日につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる場合 20,000円
- (2) 前項第2号に掲げる場合 2,000円

(施行の細目)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則（抄）

1 この条例は、公布の日から施行し、平成23年3月11日から適用する。